

一宮市屋内プールの民設民営方式による
整備・運営事業
優先交渉権者選定基準書

2025 年 7 月 18 日
一宮市

目 次

1	本書の位置付け.....	1
2	事業者選定の概要.....	1
	（1）事業者の選定方式.....	1
	（2）事業者の選定方法.....	1
	（3）事業者の選定体制.....	1
3	審査の手順.....	2
	（1）参加資格審査.....	3
	（2）提案審査.....	3
4	優先交渉権者の決定.....	7
	（1）優先交渉権者の決定.....	7
	（2）結果及び評価の公表.....	7
	（3）優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	7

1 本書の位置付け

「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 優先交渉権者選定基準書」（以下「選定基準」という。）は、一宮市（以下「市」という。）が、一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたり、本事業のプロポーザル応募者を対象に交付する「募集要項」と一体のものである。

本書は、本事業の優先交渉権者を決定するに当たり、最も優れた応募者（以下「最優秀提案者」という。）を客観的に評価・選定するための方法及び審査基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を示すものである。

2 事業者選定の概要

（１）事業者の選定方式

民間事業者が保有する屋内プールの整備やサービス提供に係るノウハウのほか、資金調達力、幅広いアイデア、実績、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用する。

（２）事業者の選定方法

事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の２段階で実施する。参加資格審査は、応募者の参加資格の有無を確認する。

提案審査は、参加資格審査を通過した応募者から提出された提案書類（提案価格見積書を含む）について、選定委員会が、選定基準書に基づいて、提案内容と市が事業者に支払う対価の金額を評価して、優先交渉権者を選定する。

（３）事業者の選定体制

最優秀提案者の選定は、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業事業者選定委員会設置要綱」に基づいて、市が設置した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、下表記載の５名の委員により構成し、審査は非公開とする。

（敬称略）

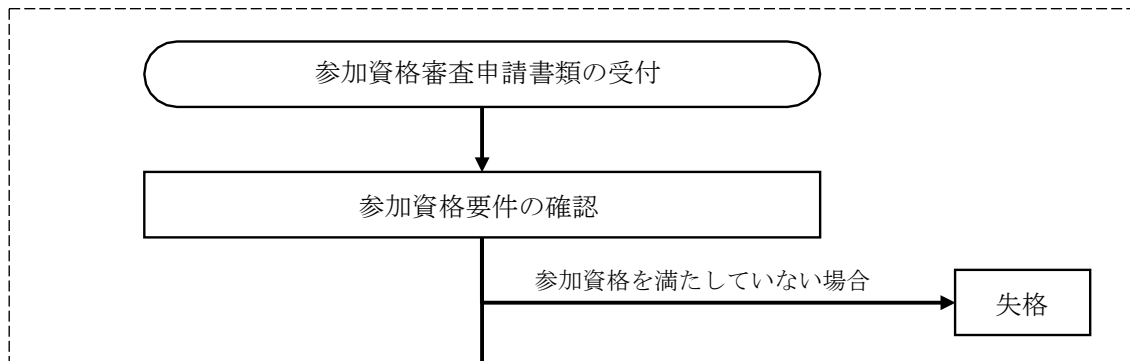
役 職	氏 名	所 属
会長	後藤 隆	一宮市 活力創造部長
副会長	森 敬一	一宮市 教育部長
委員	藤木 秀明	日本大学 理工学部 助教
委員	鈴木 含美	弁護士
委員	櫻井 真由美	公認会計士

応募者が、選定委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

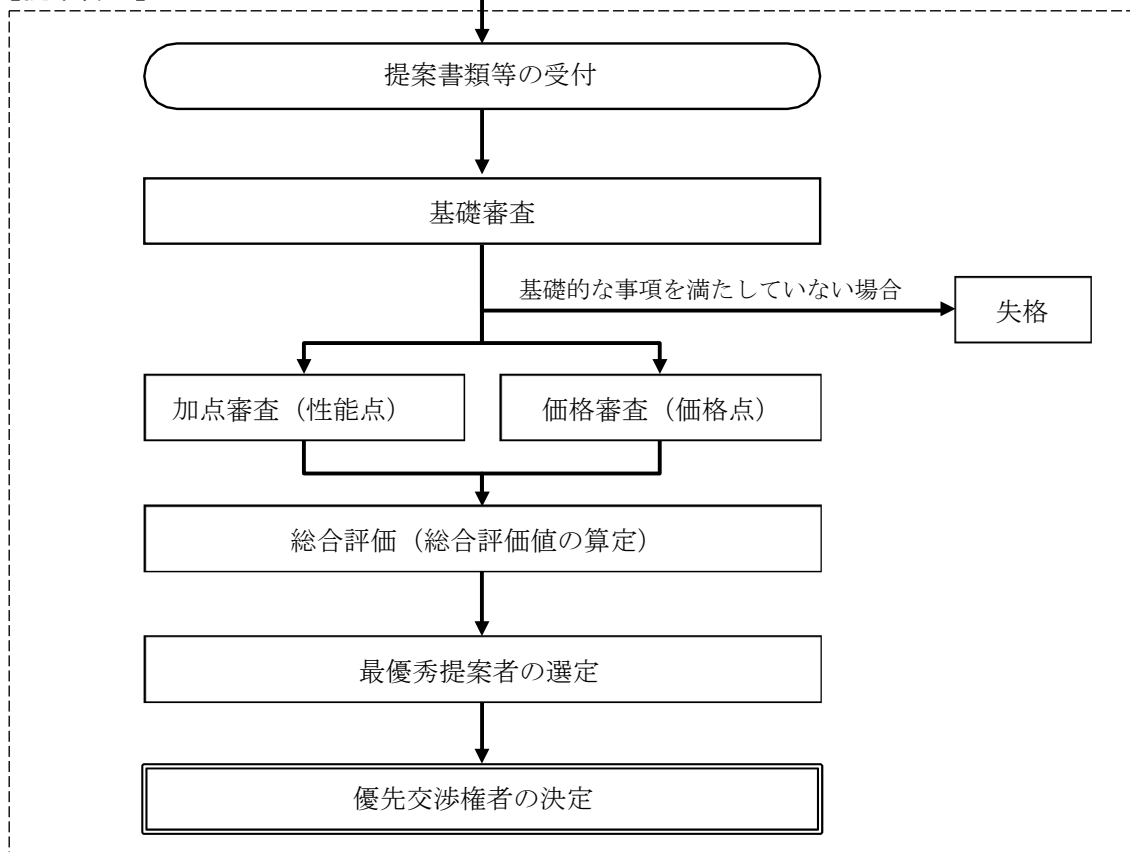
3 審査の手順

本事業の優先交渉権者は、以下に示す審査手順により決定する。

【参加資格審査】



【提案審査】



(1) 参加資格審査

市は、応募者から提出された参加資格審査申請書類に基づいて、募集要項に示す応募者の参加資格要件を満たしていることを確認し、参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

なお、参加資格審査の結果は、提案審査における評価に反映しないこととする。

(2) 提案審査

①提案金額及び提案書類の確認

市は、応募者から提出された提案金額及び提案書類について、募集要項等の指定どおりに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

②基礎審査

市は、提案書類の記載内容が基礎的な事項（募集要項及び様式集等に示す提案書類の作成条件に違反事項がないこと、様式集に示す必要事項に未記載がないこと、募集要項に示す必要事項や要求水準書に示す内容に対して未達事項がないこと）を満たしていることを確認し、満たしていない場合は、失格とする。

③加点審査

選定委員会は、提案書類の記載内容について、「審査基準表」（P 4～6 参照）に基づき、「審査基準表」の「内容・評価の視点」に示す評価項目ごとに点数化を行う。

性能点は90点満点（実施方針・全体計画：5点、企業の強み・実施体制：10点、事業計画：20点、施設計画：10点、一般利用：17.5点、学校水泳授業：17.5点、民間収益事業：10点）とし、評価基準は5段階評価とする。

④価格審査

市は、様式4-1（提案価格見積書）に記載された金額について、「提案金額の点数化方法」（P 7 参照）に基づき、点数化を行う。価格点は10点満点とする。

⑤総合評価及び最優秀提案者の選定

選定委員会は、加点審査における性能点と価格審査における価格点の合計点（総合評価値）が最も高い応募者を最優秀提案者として選定する。

ただし、総合評価値が最も高くても、特定の評価項目の点数が著しく低い場合（「E 要求水準を満たさない（評価に値しない）」に相当する場合）には、当該応募者を最優秀提案者とししない。

総合評価値が同点の応募者が複数いる場合は、加点審査における性能点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。この場合において、加点審査における性能点も同点の場合は、委員による協議で最優秀提案者を決定する。

$\text{総合評価値} = \text{性能点 (90 点満点)} + \text{価格点 (10 点満点)}$
--

■審査基準表（評価項目及び配点表）

<性能点>

(様式番号) 評価項目	内容・評価の視点	配点	
実施方針・全体計画			
(5-1) 実施方針・全体計画	・本事業の背景や目的を理解した的確な実施方針が示されているか	5	5

企業の強み・実施体制			
（５－２） 企業の実績、 ノウハウ、組織体制	・事業者（事業者グループの場合はグループ全体）は、類似施設や関連業務等の実績が豊富で、本事業で活かせるノウハウを有しているか ・事業期間中、本事業を安定的・効果的に実施するための組織体制（構成員の役割及び責任分担等を含む）となっているか	5	10
（５－３～ ５－３－２） 事業者の財政的基盤	・事業者の財務状況が良好であり、本事業を長期的かつ安定的に実施できるか（決算書以外の財政的基盤も含む）	5	

事業計画			
（５－４） 実施体制	・施設管理者（予定者）や主要担当者は、同種業務の経験を有しているか、資格を有しているか ・業務を円滑に遂行できる体制（指示系統や責任の所在、能力や資格、人員、市との連絡体制等）が提案されているか	5	20
（５－５～ ５－５－４） 事業収支計画	・事業期間中、安定的に本事業を実施できる事業計画（資金調達や事業収支）となっているか ・利用者の需要予測は、類似施設の状況・実績等を考慮した妥当性のある内容となっているか ・収入の算定根拠が具体的に提案されており、内容は適切であるか ・開館日や開館時間、民間収益事業の料金は、市民ニーズや類似施設とのバランス等をふまえて適切に提案されているか ・市の財政負担の軽減に寄与する提案となっているか	5	
（５－６） リスク対策	・本事業の課題やリスク対策が明確にされ、リスク顕在化に対する配慮や予防策・対応策が講じられているか ・収入の変動に対する方策が適切に提案されているか ・不具合発生時や緊急時・非常時の体制について、適切に提案されているか ・災害や事故、事業中断等に備えた保険が付保されているか	5	
（５－７） 工程計画	・施設供用開始に向けて、適切な事業スケジュールとなっているか ・施設供用開始に向けた準備や市との協議に係る計画が具体的に提案されているか	5	

施設計画			
(5-8) 施設計画	・利用者動線を考慮した建物配置や駐車スペース、外構施設が計画されているか ・バリアフリーやユニバーサルデザインについて十分配慮され、子どもから高齢者・障がい者まで誰もが使いやすい建物・設備となっているか ・施設の機能や諸室の配置、各スペースの広さ等は、一般利用や学校水泳授業に適したものとなっているか ・緊急時や非常時・災害時等の避難経路や避難計画など、ハード面での十分な安全対策がなされているか ・建物は周辺環境に配慮した景観やデザインとなっているか	10	10

一般利用			
(5-9～5-9-3) サービス	・一般利用の利用枠やスケジュール、利用料金は、市民ニーズを考慮した内容となっているか・受付や接客、案内・問合せ対応、利用料金等について、具体的に提案されているか	7.5	17.5
(5-10) 運営方法	・利用促進策や満足度向上に資する効果的な提案がなされているか ・平等・公平な利用の確保や、一般利用と民間収益事業における利用者がともに使いやすくするための方策について、適切に提案されているか	5	
(5-11) 衛生管理・安全対策	・利用者の安全管理、衛生管理、水質管理等について適切に提案されているか ・緊急時や非常時・災害時等の避難経路や避難計画など、施設計画を踏まえたソフト面で十分な安全対策がなされているか ・個人情報保護の体制が整備されているか	5	

学校水泳授業			
(5-12) 水泳指導方法	・児童の泳力に合わせた水泳指導の体制が構築されており、泳力向上が期待できる取組内容となっているか ・水泳指導にあたる指導員の資格や実績は十分で、指導が適切に実施できる体制となっているか	5	17.5
(5-13) 学校との連携・安全対策	・学校水泳授業のスケジュール調整や事前準備、学校との協議方法など、学校の負担軽減を含め具体的に提案されているか ・バスの送迎からプールにスムーズに移動できるか、授業中にエリア外に迷い込むことがないかなど、一般利用者との動線分離を含め、児童を安全に誘導できるよう提案がなされているか ・緊急時や災害発生時等に、児童を速やかに避難誘導できるよう配慮されているか	7.5	
(5-14) バス送迎	・送迎の車両や運転手の確保等を含め、バスによる送迎が安全かつ確実に実施できる計画・体制となっているか	5	

民間収益事業			
(5-15) 民間収益事業	・ 市民ニーズや立地に適したサービス内容となっているか ・ 事業の目的に合致し、事業者等のノウハウ・アイデアに基づいた実行性・独創性のある提案がなされているか	7.5	10
(5-16) 収益還元	・ 民間収益事業等における収益が一定以上となった場合、市に収益の一部を還元する仕組みについて、具体的な提案がなされているか	2.5	
性能点（小計）			90

<価格点>

(様式番号) 評価項目	内容・評価の視点	配点	
市が支払う対価			
(4-1) 対価の金額	・市の財政負担額の軽減に寄与しているか (※定量的評価による得点化で評価)	10	10
価格点（小計）		10	

＜加点審査（性能点）の評価の基準＞

審査基準表の「評価項目」ごとに、「内容・評価の視点」に基づいて、提案内容を評価し、以下に示す判断基準により加点審査点を付与する。算出した得点は小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示する。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れた提案となっている	各項目の配点×1.00
B	優れた提案となっている	各項目の配点×0.75
C	やや優れた提案となっている	各項目の配点×0.50
D	要求水準を満たす提案となっている	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たさない（評価に値しない）	各項目の配点×0.00

＜提案価格の点数化方法＞

$$\text{価格点} = 10 \text{点} \times (\text{最低価格} / \text{当該提案価格})$$

※応募者のうち、提案価格が最低となった者を第1位として、価格点の満点（10点）を付与する。

※その他の応募者の価格点は、第1位の提案価格（最低価格）と当該提案者の提案価格（当該提案価格）との比率により算出（小数点以下第3位を四捨五入）する。

＜総合評価＞

性能点と価格点の合計（総合評価値）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

4 優先交渉権者の決定

（1）優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

なお、参加者（応募者）が1者であった場合も資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案として選定する。

（2）結果及び評価の公表

市は、優先交渉権者として特定した者とその評価結果（応募者名及び評価点数の合計）を市のウェブサイトにより公表する。公表にあたっては、優先交渉権者以外の応募者の名称は記号化する。また、次点交渉権者が優先交渉権者となった場合は、その時点で次点者の評価結果（応募者名及び評価点数の合計）を市のウェブサイトにより公表する。

（3）優先交渉権者を決定しない場合の措置

審査及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のウェブサイト等で速やかに公表する。